

公益社団法人岩手県看護協会 定款細則

(平成28年6月18日施行)

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 会員 (第2条～第4条)
- 第3章 会費 (第5条～第7条)
- 第4章 総会 (第8条～第9条)
- 第5章 理事 (第10条～第12条)
- 第6章 監事 (第13条～第14条)
- 第7章 役員選挙 (第15条～第22条)
- 第8章 会長候補者の選出等 (第23条)
- 第9章 理事会 (第24条～第25条)
- 第10章 推薦委員会 (第26条)
- 第11章 支部 (第27条)
- 第12章 公益社団法人日本看護協会との関係 (第28条)
- 第13章 会計 (第29条)
- 第14章 事務局 (第30条～第31条)
- 第15章 補則 (第32条～第33条)

附 則

公益社団法人岩手県看護協会 定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人岩手県看護協会（以下「本会」という。）定款第6条及び第7条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申込をしなければならない。

- 2 前項の場合において、本会は、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第5条に定める入会金及び第6条に定める当該年度の会費の納入を受けたときは、正会員名簿に登録しなければならない。この手続きは、申込及び納入を受けた日の翌日から起算し、30日以内に行うものとする。
- 3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。
- 4 定款第5条第1項2号に定める名誉会員は、名誉会員名簿に登録し、名誉会員証を交付する。
- 5 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。
- 6 公益社団法人日本看護協会（以下「日看協」という。）への入会についても、同様に本会を通じて入会の手続きをし、会員となる。
- 7 日看協に入会した正会員は、正会員名簿に登録され、会員証を交付される。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、別に定める退会届に会員証を添えて退会の手続きをすものとする。

- 2 前項の申出を会費納付済みの事業年度中に受けたときは、その年度末に当該正会員の正会員名簿登録を抹消するものとする。
- 3 前項の場合、当該正会員は、登録抹消の日付をもって正会員の身分を喪失する。

(会員情報の変更届け出)

第4条 会員は、本会に登録した氏名、住所又は勤務地を変更した場合には、別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

第3章 会 費

(入会金)

第5条 正会員の入会金は、20,000円とする。

- 2 前項の入会金は、再入会しようとするときは不要とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、1ヵ年10,000円とする。

- 2 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。
- 3 他の都道府県から転入して新たに正会員となった者のうち、転入前の都道府県看護協会におい

てすでにその年度の会費を納入した者については、転入年度の会費を免除する。

(会費の納入)

第7条 正会員は、翌年度分の会費を前事業年度の3月末日までに前納しなければならない。ただし、入会した日の属する年度分の会費については、第2条第1項の定めるところによる。

第4章 総 会

(開催期日)

第8条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

(総会運営規則)

第9条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款及びこの施行細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 理 事

(忠実義務)

第10条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第11条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第12条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

第6章 監 事

(構成)

第13条 監事は、本会の業務運営に精通した者1名以上、会計制度に精通した者1名、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）その他の関係法令に精通した者1名を選出するものとする。ただし、会計制度に精通した者と一般社団・財団法人法及び公益法人認定法その他の関係法令に精通した者は、両者の条件を満たす同一の人物をもってこれに当てることができる。

(委任)

第14条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

- 2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この施行細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第7章 役員選挙

(役員等の選出)

第15条 役員は、総会において、正会員（第13条に規定する会計制度に精通した者及び関係法令に精通した者から選出する監事を除く。）の中から正会員が選出する。

- 2 役員のうち、理事の定数は、23名以上26名以内とし、会長1名、副会長2名、専務理事1名、常務理事3名以内、職能理事4名以内、書記理事2名、会計理事2名、地区理事10名、准看護師理事1名とする。

- 3 理事のうち、職能理事は保健師・助産師から各1名、看護師から2名を、地区理事は定款第45条に定める支部の会員の中から各1名を、准看護師理事は准看護師の中から1名を選出するものとする。

(選挙管理委員会)

第16条 議長は、総会において、正会員の中から次年度における選挙管理委員5名を定める。

(役員候補者)

第17条 役員に立候補しようとする者は、公示された届出期間内に、正会員5名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 第26条に定める推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の2か月前までに送付しなければならない。

- 3 選挙管理委員会は、前2項の役員の立候補者名と推薦名簿を通常総会の3週間前までに会員に発表しなければならない。

(投票時間)

第18条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第19条 投票は、記号を用い連記無記名で行う。

- 2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第20条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第21条 出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(選挙規則)

第22条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、

理事会の決議により別に定める。

第 8 章 会長候補者の選出等

(会長候補者等の選出の方法)

第 2 3 条 総会は定款第 2 2 条第 3 項に基づき、会長候補者及び副会長候補者を選出することができる。

2 専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が推薦し、理事会で選定する。

第 9 章 理 事 会

(議長)

第 2 4 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(理事会運営規則)

第 2 5 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第 1 0 章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第 2 6 条 本会に推薦委員会をおく。

2 推薦委員会は、本会の役員及び推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員は、10名をもって構成する。

4 推薦委員は、総会において正会員から選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

6 委員長は、委員の互選により選任する。

7 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第 1 1 章 支 部

(支部運営規則)

第 2 7 条 支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

第 1 2 章 公益社団法人日本看護協会との関係

(法人会員)

第 2 8 条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

第13章 会 計

(会計規則)

第29条 本会の会計は、理事会において別に定める会計規則によりこれを処理する。

第14章 事 務 局

(職員)

第30条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤職員を含む。以下同じ。）を置く。

(組織及び運営)

第31条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第15章 補 則

(細則の変更)

第32条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条「入会金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第33条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月18日から施行する。